国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員表彰規程を次のとおり改正する。

現行		改正案		備考	
国立大学法人東京農工大学職員表彰規程					
平成16年4月7日 16 経教 規程第36号					
第1条~第2条 省略			第1条~第2条 省略(現行どおり)		
(選考方法) 第3条前条第1項の表彰を受ける者の選考は、別表第2の第1欄に掲げる組織及び施設の職員については、第2欄に掲げる当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。			(選考方法) 第3条前条第1項の表彰を受ける者の選考は、別表第2の第1欄に掲げる組織及び施設の職員については、第2欄に掲げる当該組織及び施設の長の推薦に基づき学長が選考するものとする。		
第4条~第8条 省略			第4条~第8条 省略(現行どおり)		
附則省略			附 則 省略(現行どおり)		
別表第1 省略			別表第1 省略(現行どおり)		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
第 1 覧	第 2 覧		第 1 覧	第 2 覧	
本部	総括本部長		本部	総括本部長	
共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長		共生科学技術研究院	共生科学技術研究院長	
工学府	工学府長		工学府	工学府長	
農学府	農学府長		農学府	農学府長	
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長		生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	
連合農学研究科	連合農学研究科長		連合農学研究科	連合農学研究科長	
技術経営研究科	技術経営研究科長		技術経営研究科	技術経営研究科長	
大学教育センター	大学教育センター長		図書館	図書館長	
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長		大学教育センター	大学教育センター長	

国際センター	国際センター長
図書館	図書館長
保健管理センター	保健管理センター所長
遺伝子実験施設	遺伝子実験施設長
機器分析センター	機器分析センター長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長
広域都市圏フィールドサイエン	広域都市圏フィールドサイエン
ス教育研究センター	ス教育研究センター長

産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長
国際センター	国際センター長
保健管理センター	保健管理センター所長
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長
科学博物館	科学博物館長
広域都市圏フィールドサイエン	広域都市圏フィールドサイエン
ス教育研究センター	ス教育研究センター長

別紙様式 省略

別紙様式 省略(現行どおり)

附 則(20 教 規程 第23号)

この規程は、平成20年4月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。